

平成29年10月30日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成28年(ワ)第113号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成29年8月8日

判 決

5

原 告 片瀬久美子こと

同訴訟代理人弁護士 今 井 久 美 子
清 水 陽 平

10

被 告 出 口 俊 一
同 訟代理人弁護士 松 村 光 晃
同 中 村 秀 一
同 屋 宮 昇 太
同 成 松 昌 浩

15

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、330万円及びこれに対する平成27年11月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、株式会社デジタルニューディール研究所の管理するウェブサイト(<http://dndi.jp/>)のトップページに、本判決確定後から6か月間、別紙1謝罪広告目録記載のとおり、謝罪広告を掲載せよ。
- 3 被告は、別紙2記事目録記載に係る各ウェブページを削除せよ。
- 4 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、原告が、インターネット上のウェブサイトに被告が掲載した2件の記事により名誉を毀損されたと主張して、被告に対し、①不法行為に基づく慰謝料等330万円及びこれに対する2件目の記事を投稿した日である平成27年11月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払、②民法723条に基づく別紙1謝罪廣告目録記載の謝罪文の掲載及び③人格権としての名誉権に基づく上記各記事が掲載された別紙2記事目録記載に係る各ウェブページの削除をそれぞれ求めた事案である。

2 前提事実（括弧内に証拠等を掲記したもの以外は、当事者間に争いがない。）

（1）当事者

ア 原告は、片瀬久美子をペンネームとして、サイエンスライターの肩書で、雑誌等への寄稿など執筆活動をしている者である。（甲35）

イ 被告は、元新聞記者であり、インターネットを利用した起業支援や情報提供サービス等を行う株式会社デジタルニューディール研究所の代表取締役を務め、大学発ベンチャ一起業支援を目的とした同社のウェブサイト「Digital New Deal（デジタルニューディール）」（<http://dndi.jp/>）の運営に携わるとともに、同社がインターネット上に発行するDNDメールマガジン（<http://dndi.jp/mailmaga/dn.html>）（以下「DNDメルマガ」という。）の編集長をしている者である。（甲2、32、乙38）

（2）NPO法人代表者による講演会（野呂講演会）

チェルノブイリ原発事故で被災した子どもを日本に転地療養させるなどの活動をしているNPO法人代表の野呂美香（以下「野呂」という。）は、平成24年4月24日、函館市内において、「放射能から子供達を守ろう！」と題する講演を行った（以下「野呂講演会」という。）。（甲9、乙30）

原告は、野呂講演会に出席（傍聴）していた。

(3) 被告が記事を掲載するに至るまでの経緯

ア 朝日新聞青森版の記事（本件朝日記事）

平成24年7月3日付け及び同月11日付け各朝日新聞青森県版に、有用微生物群（Effective Microorganisms。以下「EM」という。）による水質浄化の効果が科学的に疑問であること等を指摘する内容の、長野剛記者（以下「長野記者」という。）による各記事（以下「本件朝日記事」という。）が掲載された。（乙1、2）

イ 被告の検証記事（8月1日メルマガ等）

被告は、同年7月25日、同年8月1日及び同月6日の3回にわたり、本件朝日記事に対する検証や批判について記載した記事を、DNDメルマガに投稿した。このうち、同月1日に投稿された記事（以下「8月1日メルマガ」という。）には、被告が青森市立西中学校（以下「西中学校」という。）を訪問したこと及び同校の大内義行校長（以下「大内校長」という。）の談話が記載されている。（甲5、乙8から10まで）

ウ 原告のブログ（本件ブログ）

原告は、平成25年5月15日、自身のブログに「DND出口氏の記事にある青森市立西中校長インタビューの事実関係の確認」と題する記事（以下「本件ブログ」という。）を掲載し、被告が投稿した8月1日メルマガを批判した。（甲6）

エ 原告の発言（本件EM討論会）

原告は、同年10月13日、ジャパンスケプティクスという任意団体（超自然現象の批判的科学的な究明等を目的とする会）が都内で開催した「EMについて考える」と題する公開討論会（以下「本件EM討論会」という。）に参加し、質疑応答の際に発言をした。その際の原告の発言について、「闇のapj」というツイッターアカウントを使用する者が、発言内容を紹介する形で、ツイッターに「大沼@函館にEM菌投入中」と投稿し

た。 (甲 8)

なお、大沼とは、北海道亀田郡七飯町内に存在する湖沼である。

オ 被告によるDNDメルマガでの連載

被告は、平成27年7月16日以降、DNDメルマガにおいて、本件朝日記事の問題点やEMに関する環境活動が批判にさらされていることなどをテーマとした「『検証 朝日新聞とツイッター』－そこまでやるか、EM叩きー」と題する記事の連載を開始した。(甲1の1及び2、乙23の1から18まで)

カ 原告のシノドスへの投稿 (本件シノドス記事)

原告は、同年10月5日、ウェブマガジン「シノドス (Synodos)」に、「自然水系へのEM投入から『環境教育』を考える」と題する記事を投稿した。同記事には、次の記載（当該記載部分を、以下「本件シノドス記事」という。）があった。なお、ここで紹介されている市民団体とは、大沼水質改善研究会（以下「大沼研究会」という。）のことである。（乙28）

「実例として、北海道の函館近郊にある大沼の水質改善に取り組んでいる市民団体が試験沼でEM投入の効果を試しましたが、EMを投入し続けても水質の指標は途中から頭打ちとなり期待したほどの効果は出ませんでした。取材に応じて頂いた代表者によると、この団体はEMを直接大沼に投入するのは断念し、2011年からは別の対策方法の検討に切り替えています。」

(4) 被告による記事の投稿

ア 被告は、平成27年11月11日、DNDメルマガに、別紙2記事目録記載1の記事（以下「本件記事1」という。）の投稿をした。（甲1の1）

これは、上記(3)オの一連の連載のうち第8回に当たり、本件記事1には、以下の記載がある。

- 5 ① 間違いが朝日側にあるのに、作り話や嘘っぽちで事実を歪め、白を黒とすり替える輩が複数、蠢く。朝日新聞を擁護しているつもりなのだろうけれど、それらのツイッターやブログの内容が幼稚で、例えばライターを名乗ってはいるが、嘘八百を並べるから、かえって朝日新聞を窮地に追い込む始末だ。（以下「本件記事1①部分」という。）
- 10 ② 取材するなら相手に会うのがまず基本だ。相手の顔を見て、その話しに信ぴょう性があるのか、ウソをついているのかどうか、表情を見て真実を探る。取材というものは、そういうものだ。相手がこう話したから、それが「事実」と思いこむのは幼稚すぎるのである。彼女は、フリーライターを名乗るのだけれど、基本的な取材の訓練をうけていないせいか、詭弁を多用する癖があるようだ。ツイッターではその悪しき本領をいかんなく發揮している。（以下「本件記事1②部分」という。）
- 15 ③ なぜか、福島県庁を訪問した時、担当の課長が薄笑いを浮かべながら、「片瀬さんに反論はしないのですか」と聞いてきた。ああ、片瀬氏は、福島県庁でもこんなデマをふりまいているのだろう、と感じて、近いうちにちゃんと書かないといけないと思っていた。（以下「本件記事1③部分」という。）

20 イ 被告は、平成27年11月18日、DNDメルマガに、別紙2記事目録記載2の記事（以下「本件記事2」とい、本件記事1及び同2を合わせて「本件各記事」という。）の投稿をした。（甲1の2）

25 これは、上記(3)オの一連の連載のうち第9回に当たり、本件記事2には以下の記載がある。

- ① 自称、ライター、片瀬久美子（ペンネーム）について、彼女はフリーライターを名乗るのだけれど、基本的な取材の訓練を受けていないせいか、詭弁を多用する癖があるようだ、と前回、具体的に指摘し

たら、DNDメルマガの読者から、「彼女は、詭弁どころか、問題のすり替えの達人で、例えば、北海道の函館の大沼で、『大沼@函館EM菌投入中』というデマをネットで拡散しています。お調べください」との情報が寄せられた。その情報を裏付けるいくつかの事実が判明した。（以下「本件記事2①部分」という。）。

② ◇会場からつまみ出された女性

それっきり音沙汰なしだが、沖田さんが、ピーンときたというのは、その半年前の4月下旬、函館市の地域交流センターの会議室で夕方からある講演会が開かれた。参加者は30人程度で、講演が始まる10と、後ろの方から「それは違うでしょう」、「間違っているよ」、「本当はこうではないか」というように盛んにヤジを飛ばす女性がいた。それが片瀬だというのだ。女性は講演の妨害となるようなヤジを3-4回繰り返していたら、最前列に座っていた男性がいたたまれず立ち上がって、「おまえの話を聞きにきたのではない。うるさいから出ていけ！」と怒鳴った。女性は、係員に会場からつまみ出されたが、休憩後に舞い戻って席についていた、という。（以下「本件記事2②部分」という。）

3 争点

(1) 慰謝料請求について

- ア 本件各記事の名誉毀損該当性（争点1）
- イ 真実性・相当性の抗弁（争点2）
- ウ 言論の応酬の抗弁（争点3）
- エ 慰謝料の額（争点4）

(2) 謝罪広告・削除請求について

- ア 本件各記事の名誉毀損該当性（争点1）
- イ 真実性・相当性の抗弁（争点2）

ウ 言論の応酬の抗弁（争点3）

エ 謝罪広告及び本件各記事削除の必要性（争点5）

4 当事者の主張

（1）争点1（本件各記事の名誉毀損該当性）について

（原告の主張）

ア 本件記事1について

本件記事1は、原告が嘘ばかりを並べた記事を書いている事実、取材の訓練を受けていないため詭弁を多用した記事を書いている事実、福島県庁でデマを振りまいている事實を摘示している。

嘘ばかりつくことは、社会的に見て不相当であることは他言を要せず、詭弁を多用する記事に信用が置けないものであるとともに、デマを振りまくことは社会的に害悪である。そのため、原告がそのような行動を取る人物であると見られてしまうため、原告の社会的評価が低下している。

イ 本件記事2について

本件記事2は、原告が記事において詭弁を多用しているばかりか、「大沼@函館EM菌投入中」というデマをインターネットで拡散している事実、原告が野呂講演会において、後ろの方から「それは違うでしょう」、「間違っているよ」、「本当はこうではないか」というように盛んにヤジを飛ばし、結果、係員に会場からつまみ出されたという事實が摘示されている。

詭弁を多用する記事を書くことが社会的に見て不相当なものであることのみならず、デマを拡散する行為は社会的に害悪である。また、ヤジを飛ばすことは正当な講演の進行や議論を妨げるものであり一般的に見て不相当な行為であるといえる。そのため、原告がそのような行動を取る人物であると見られてしまうため、原告の社会的評価が低下している。

（被告の主張）

ア 本件記事1について

本件記事1の中に事実の摘示があることは認めるが、本件記事1③部分は、「福島県庁を訪問した時、担当の課長が薄笑いを浮かべながら、『片瀬さんに反論はしないのですか』と聞いてきた。」という事実を摘示した上、被告の感想を述べたものであり、事実の摘示ではなく意見ないし論評の表明である。

5

社会的評価の低下については争う。

イ 本件記事2について

本件記事2の中に事実の摘示があることは認めるが、本件記事2①部分は、DNDメルマガの読者から原告に関する情報が寄せられたという事実を摘示したにすぎず、原告がデマをインターネットで拡散しているとの事実を摘示するものではない。

10

社会的評価の低下については争う。

(2) 争点2（真実性・相当性の抗弁）について

(被告の主張)

15

ア 本件記事1について

(ア) 本件記事1①及び同②部分について

被告は、平成24年7月3日付け及び同月11日付けで本件朝日記事が出たことを受け、同月18日に西中学校の大内校長に直接会って取材し、その内容を、8月1日メルマガを含め3回にわたりDNDメルマガに投稿した。ところが、原告は、突如として平成25年1月から約1年間にわたり、自身のツイッターやブログにおいて、被告を激しく批判する内容の書き込みを行うようになった。同年5月15日には、原告の本件ブログにおいて、8月1日メルマガを批判する体裁をとりながら、被告を一方的に論難する内容の表現を行った。被告は、それまで原告に関する記載をしたことがなく、取材されたこともない原告から誹謗中傷されたため、被告は、再度、大内校長に面談して確認したところ、被告の

20

25

8月1日メルマガが正しく、原告の本件ブログが間違っていることが判明した。また、その際、原告の大内校長に対する取材の方法が面談ではなく電話で行われ、その聴取の仕方も、大内校長に聴取対象となる8月1日メルマガすら見せていないなど杜撰であったことが明らかになった。そこで、被告は、入手できたこれらの情報を踏まえて、本件記事1を投稿したのである。

したがって、本件記事1①及び同②部分の内容はいずれも真実である。

また、原告はフリーライターを自称しており、その資質に関して被告がジャーナリストとして言及する内容は、社会一般の公共の関心事であるから、本件記事1の投稿に公共性・公益目的があることは明白である。

(イ) 本件記事1③部分について

本件記事1③部分は意見ないし論評の表明であるところ、同部分は、原告の人格攻撃に及ぶものではない。

(ウ) したがって、本件記事1の投稿について不法行為は成立しない。

イ 本件記事2について

(ア) 本件記事2①部分について

本件記事2①部分が、仮に原告が主張するように「大沼@函館EM菌投入中」というデマをインターネットで拡散しているという事実を摘示しているとしても、原告は、本件EM討論会において、大沼を浄化するためにEMを投入したものの大沼を浄化させることができなかった旨の発言を行った。

また、原告は、本件シノドス記事を投稿したが、市民団体である大沼研究会が大沼の試験沼でEMの効果を試す実験を実施したことなどなく、本件シノドス記事の内容は全くの虚偽である。

したがって、本件記事2①部分は真実である。

(イ) 本件記事2②部分について

原告は、野呂講演会において、本件記事2②部分記載の発言をし、原告の不規則発言にたまりかねた参加者が「講演の妨害だ」などと抗議の声をあげ、主催者が原告に会場から出るように促し、原告は会場外に出たのであるから、本件記事2②部分は真実である。

(ウ) 加えて、本件記事2の投稿に公共性及び公益目的があることは、本件記事1と同様であるから、本件記事2の投稿について不法行為は成立しない。

10 (原告の主張)

ア 本件記事1について

原告は、大内校長に直接面談の上で取材を行い、さらに後日、大内校長の考えを公表するに際し、念を入れて電話で再確認をとった上で、本件ブログを公表した。また、大内校長が、被告の8月1日メルマガを見ており、そこに書かれている内容が事実と異なる旨認識していたことは明らかであるから、原告の本件ブログの記載内容が虚偽であるということはないし、虚偽であると被告が信じるに足りる相当な理由もない。

さらに、原告が福島県庁でデマを振りまいているという事実はない。

イ 本件記事2について

(ア) 本件記事2①部分について

原告は、本件EM討論会において、試験沼にEMの投入を行っている旨の発言をしたところ、これを誤解した者が、原告が大沼にEMを投入していると発言したとツイッター上に投稿したにすぎない。また、原告はこの誤解を解くために、それが誤解である旨の投稿を行っている。

25 また、原告は、大沼研究会の副会長である沖田豊（以下「沖田」という。）から受領した書面に、「池の出口付近に……現在もEM処理を継続

中」との記載があり、そのことを沖田に確認した際も、EMの投入を否定しなかった。そして、原告は、試験沼でEMの投入をしているという趣旨の記載をしているにすぎず、内容として取材内容と合致したものである以上、原告がデマを拡散したということではなく、そう信じるに足りる相当な理由もない。

5

(1) 本件記事2②部分について

本件記事2②部分のうち、原告が野呂講演会において、「誤魔化しがある」、「野呂さんだけのお話を聞かず、他の方の話も聞くべき」などの発言をし、他の参加者から「これは、講演会ですよ。講演会。妨害じゃないかねえ?」という指摘があったことは認めるが、その余は否認する。

10

原告は、挙手をし、それに気付いた野呂から「はい」という指示が出てから発言をしている。また、原告は、その後1回だけ質問をしかけて制止されたため、最後の質疑応答のときまで発言等をしなかったのであり、野呂の話の腰を折るような発言が繰り返されたということはない。

15

また、主催者に会場から出るように促されたこともない。したがって、被告が指摘する事実は真実ではなく、真実と信じるに足りる相当な理由もない。

(3) 争点3（言論の応酬の抗弁）について

(被告の主張)

20

自己の正当な利益を擁護するためやむを得ず他人の名誉、信用を毀損するがごとき言動をなすも、かかる行為はその他人が行った言動に対比して、その方法、内容において適當と認められる限度を超えない限り違法性を欠くとすべきものである（最高裁昭和38年4月16日第三小法廷判決・民集17巻3号476頁、以下「昭和38年判例」という。）。

25

被告が本件各記事を投稿するに至った経緯は、上記(2)の争点2についての被告の主張のとおりであって、本件各記事の投稿は、被告の正当な利益を擁

護するためにした反論行為であり、原告の言動と対比して、その方法及び内容において適当であると認められる限度を超えないから、違法性が阻却される。

(原告の主張)

原告は、被告の報じた内容が原告の取材した結果と異なるということを指摘したにすぎず、その余は単なる感想などを述べるにとどまる。つまり、原告は、被告に対して、何ら違法又は不当な行為を行っていないのであるから、本件各記事の投稿の違法性が阻却される余地はない。

(4) 争点4（慰謝料の額）について

(原告の主張)

DNDメルマガは、大学関係者や官庁等を中心とした1万人以上の登録者に配信されており、さらにウェブサイトを通じてインターネット上で全世界に向けて公開されているものであるから、本件各記事は、極めて多くの人に閲覧されており、原告の社会的評価は大きく毀損された。

原告の精神的損害に対する慰謝料額は300万円を下らない。

(被告の主張)

否認又は争う。

(5) 争点5（謝罪広告及び本件各記事削除の必要性）について

(原告の主張)

被告の行為により失った原告の社会的評価・信頼は、単に金銭賠償を受けたからといって回復されるものではない。したがって、原告の名誉を回復するためには、本件各記事の内容が真実に反することを謝罪広告によって広く社会に知られることが必要である。被告は株式会社デジタルニューディール研究所のウェブサイトを実質的に管理、運営している立場にあるから、同社のウェブサイトのトップページに謝罪広告を掲載することが有用である。

また、本件各記事は、それぞれ全体として1つの投稿である。そのため、

本件記事1①部分から同③部分まで並びに本件記事2①部分及び同②部分のみを削除すれば原告に対する侵害が排除されるというものではない。したがって、別紙2記事目録に係るウェブページを全体として削除する必要がある。

5 (被告の主張)

本件各記事の投稿は不法行為を成立させるものではないため、謝罪広告及び記事削除の必要はない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

10 前提事実に加え、証拠（文中に記載）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 野呂講演会での原告の言動

原告は、平成24年4月24日、函館市地域交流まちづくりセンターで開催された野呂講演会に参加した。

15 その際、原告は、野呂が説明をしている途中に話をさえぎる形で挙手をし、野呂が「はい。」と述べたところ、原告は、野呂の説明がおかしいなどと発言し、野呂から、「今、ちょっと待っていただけませんか。」、「ちゃんとお話を聞いてからにしてくださいね。」などと繰り返し告げられても、なおも野呂の話に疑問がある等の自己の意見を続けて述べた。その後、野呂が説明を再開したところ、原告が再度挙手をし、野呂の許可を待つことなく、自分のほうで調べた結果などを述べ始めた。これに対し、他の参加者は、「これは講演会ですよ。妨害じゃないかねえ。」と発言をし、これを受けて原告は、「では、後で質疑の時にまとめてさせていただきます。」などと発言した。

25 また、講演会終盤の質疑応答の際に、原告が発言したが、野呂と見解が異なるところを述べ始め、司会者又は他の参加者等から、時間がない、原告の

見解を聞きたいのではない、原告の発言は質問ではないという指摘を何度も受けても、意見を述べ続けた。また、他の参加者が発言した際には、野呂が応答する前に原告が、「それならば、野呂さんだけのお話を聞かずに、他の方の話も聞くべきです。」などと発言した。

5 沖田は、知人から野呂講演会が開催されると聞き、同講演会に参加していた。なお、その当時、沖田は原告とは面識がなかった。

(甲9、10の1及び2、証人沖田、原告本人)

(2) 本件朝日記事と被告の検証記事

ア 長野記者は、平成24年7月3日、朝日新聞青森県版の紙面において、「EM菌効果『疑問』検証せぬまま授業」との見出しを付け、EMの効果について、開発者である琉球大学名誉教授の比嘉照夫（以下「比嘉教授」という。）が、「重力波と想定される波動によるもの」と主張していること、青森県によれば、EMによる水質浄化活動が行われている川で1年間水質を調査したが顕著な改善は確認されなかつたこと、青森県が、EMの効果を十分検証しないまま環境教育の一環として小中学校に無償提供してEMの利用を後押ししていることなどが記載された記事（本件朝日記事のうちの一つ）を掲載した。（乙1）

イ 長野記者は、平成24年7月11日、朝日新聞青森県版の紙面において、「科学的効果疑問のEM菌 3町が町民に奨励」との見出しを付け、EMの効果について、比嘉教授は「重力波と想定される波動によるもの」と主張しているが、科学的効果を認めない多数の報告があること、県内の3町が科学的に効果が疑問視されるEMを水質浄化等に有効として町民に勧めていることなどが記載された記事（本件朝日記事のうちの一つ）を掲載した。（乙2）

ウ 被告は、本件朝日記事においてEMの製造元として紹介されていた株式会社EM研究機構（以下「EM研究機構」という。）の関係者2名とともに

に、平成24年7月18日、長野記者が行った取材の内容を確かめるため、西中学校を訪ねた。

その際、同校の大内校長は、平成23年度に同校の校長に赴任したときに、同校の特徴としてEMによる環境教育をしていると教頭から聞き、
5 続けましょうと述べたこと、同校は様々な形でマスコミを利用して学校の名前を出そうという戦略をとっていたこと、本件朝日記事が出たことを受け
て、保護者会の場で、EMによる環境教育の継続について意見を求めたところ、全体の場では意見が出なかったが、学級ごとに意見を聞いたら保護者
10 の意見は続けてくださいというのがほとんどで、そのほかに3割程度は校長に任せるというものであり、学校側に判断を預けるということになったこと、EMの良い悪いの判断はできないが、平成11年から歴史があるのでとにかく続けるということ等を述べた。

また、被告及びEM研究機構の関係者2名は、平成24年7月19日頃、
株式会社朝日新聞社（以下「朝日新聞社」という。）青森総局を訪ね、本
15 件朝日記事に関する長野記者の取材手法等について、同総局長及び長野記者と面談して説明を受けるなどした。

（乙4、25の1及び2、乙38、被告本人）

エ 被告は、平成24年7月25日、「朝日新聞が比嘉照夫氏の談話をWebから無断引用の疑い」と題する記事をDNDメルマガ(vol.468)に投稿し、長野記者が本件朝日記事を書くに当たり比嘉教授への取材をしていないことが分かったなどと指摘した。（乙8）

20 続いて被告は、平成24年8月1日、「朝日のEM批判記事検証：青森からの現地報告」と題する記事（8月1日メルマガ）をDNDメルマガ(vol.469)に投稿した。この8月1日メルマガには、被告が西中学校を取材に訪れて確認した内容として、大内校長は、一昨年同校に赴任したとき同校の特徴である環境教育の要がEMであったことを知り、その継続に

迷いはなかったこと、EMなどでメディアの露出を図っていくことも大事かもしかないと確信していたこと、本件朝日記事が掲載されたことを機に、同校においてEMによる環境教育を進めるべきかについて保護者会に意見を求めたところ、嬉しいことに保護者の大半が継続を訴え、新聞記事など気にすることはないとの励ましも続いたこと、大内校長は長くEMを続けようという気持ちを強くしたことが記載されている。（甲5、乙9）

才 被告とEM研究機構の関係者らは、平成24年8月2日、朝日新聞社東京本社を訪ね、同社報道局地域報道部長と面談をし、本件朝日記事に関する取材をした。

被告は、平成24年8月6日、「EM批判記事で、朝日東京本社がEM研究機構に陳謝」と題する記事をDNDメルマガ（vol.470）に投稿し、本件朝日記事において比嘉教授の談話が掲載されたことにつき、朝日新聞社が、引用する際の記事の書き方が万全ではなかったと反省の意を表したことなどを記載した。

（乙4、10、38）

（3）本件朝日記事を巡る新聞社とEM研究機構とのやりとり

ア EM研究機構は、平成24年8月29日付で、朝日新聞社に対し、「7月3日付、7月11日付朝日新聞青森県版の記事に関するご質問」と題する書面を送付し、本件朝日記事に関する取材方法、記事内容の根拠、引用による記載方法の問題点、報道の中立性・公平性という観点からの問題点等につき書面で質問した。（乙4）

これに対し、同社広報部は、同年10月4日付で、EM研究機構に対し、本件朝日記事は、EMの効果に疑問の声もあるという中で検証もしない行政の姿勢について問題提起をするところに主眼があり、効果の有無そのものを問うものではないため、EMの優良事例を取り上げる必要を認めなかつたこと、本件朝日記事の中で比嘉教授のコメントを記載した部分に

おいて引用元を明示しなかったことは配慮に欠けていたこと、記事の性質上、比嘉教授に直接取材を申し入れる必要があったことなどを、書面で回答した。（乙5）

イ EM研究機構は、平成24年11月15日付けで、朝日新聞社に対し、微生物資材として国内外で広く活用されている一製品に対し、きちんとした検証もなくあたかも社会問題を引き起こしているかのような本件朝日記事の掲載方法は、EM研究機構に対する信用毀損行為に当たるとして、朝日新聞社のウェブサイト上に掲載されている同年7月3日付けの本件朝日記事を削除することや紙面での謝罪訂正などを求める書面を送付した。

（乙6）

これに対し、同社広報部は、同年12月3日付けで、EM研究機構に対し、本件朝日記事において取材上の配慮が欠けていたことを再度陳謝する一方、記者の取材姿勢が初めから偏向していた事実はなく、同記事の事実関係についても誤りはなく、公正さにおいても問題はないため、紙面での謝罪訂正の要望には応じかねること及び同記事は同社のウェブサイトには既に掲載されていないことなどを書面で回答した。（乙7）

（4）原告のツイッター等による被告への批判

ア 原告は、平成24年9月11日、長野記者とともに西中学校を訪ね、大内校長と面談した。

その際、大内校長に対し、長野記者が持っていたタブレット端末で被告の8月1日メルマガを表示させたが、大内校長は、EMに関する授業の継続について市の教育委員会に相談したところ学校単位で判断するように言われたこと、保護者の意見を集約したところ100名程度が継続を望んだこと、漫然とした行事の継続を見直すことにし、EM団子による川の浄化活動も見直しの対象となったことなどを述べた。

（甲14、35、乙26の1及び2、原告本人）

イ 原告は、平成25年1月3日、ツイッター上に、原告がEMを環境教育に使用している学校関係者に取材したところ、被告が8月1日メルマガで実際とは異なることを書いていることが分かった旨を投稿した。（甲13の1から4まで、乙11、12）

5 なお、この当時、原告と被告とは面識がなかった。（争いがない。）

ウ 原告は、平成25年1月8日、ツイッター上に、本件朝日記事を書いた長野記者が被告による事実の歪曲を含めた反論記事によって中傷されていること、被告が学校関係者の言っていないことまでねつ造して書いていること等を投稿した。（甲13の5から10まで、乙13から15まで）

10 エ 原告は、平成25年5月15日、大内校長に対し、15分程度電話で取材を行った。

15 取材の内容は、被告が投稿した8月1日メルマガのうち大内校長の発言について記載されている部分の真偽を確かめるというもので、その方法は、実際に8月1日メルマガを大内校長に示すことはなく、8月1日メルマガに記載された大内校長の発言を取り上げ、「○」か、「×」かを問うというものであった。

20 大内校長は、上記電話取材の際、EMによる教育については平成24年12月の段階で最終的にやめることを決定し、平成25年度から取りやめになっているとした上で、8月1日メルマガの大内校長に係る記載内容のうち、保護者会を開催してEMによる教育を進めるべきかどうかという話合いをしたことや、最終的な判断を学校に一任されたことについては肯定し、大内校長が赴任した際にEMの継続に「迷いはなかった」こと、「EMなどで」メディアの露出を図っていくことも大事かもしれないと確信していたこと、保護者の大半がEMの継続を訴えてきたこと、新聞記事など気にすることはないという励ましも続いたこと及び長くEMを続けようという気持ちを強くしたことについては、否定する旨の回答をした。なお、原

告が、大内校長に対し、8月1日メルマガを読み大内校長の批判を書いたいと言って取材に来る人がいるので、先手を打って当該電話取材の内容を公表してよいか、と尋ねたのに対し、大内校長は、学校として取り組まないことを決めたので、取材に来られても受けるつもりはなく、書きたい人が書きたいように書けばよいなどと応答した。

なお、原告は、上記電話取材の終盤に、大内校長に対し会話を録音していることを伝えた。

(甲7の1及び2、甲35、乙64、原告本人)

オ 原告は、上記電話取材をした平成25年5月15日、本件ブログにおいて、被告の8月1日メルマガでは長野記者の取材が事実と異なるとされているが、大内校長に取材をすると、事実と異なることを書いていたのは被告のほうであることが分かったとし、本件朝日記事が出された後、学校側に対し、複数のEM関係者からEMを使った授業を続けるようにとの働きかけがあったが、その働きかけ方が新興宗教などを連想させるような雰囲気であり、逆に学校側が警戒を強めたようであるなどと記載した上、大内校長との上記電話取材の結果を「○」と「×」で表現して公表し、公表について大内校長の了承を得ていると記載した。(甲6)

また、同じ日に、ツイッター上にも、本件朝日記事に対する被告の批判記事には、事実と違うことが書かれていると投稿した。(甲13の11)

カ 原告は、平成25年8月25日、ツイッター上に、でっち上げ記事を書いたのは被告のほうであり、EM推進側による欺瞞を明かし、長野記者の名誉回復のために書いているなどと投稿した。(甲13の12及び13、乙16、17)

また、原告は、同年10月3日、ツイッター上に、被告は言ってもいなきことをでっち上げて記事にすることを平氣でやり、取材記事の基本すらできていないなどと投稿した。(乙18)



(5) 原告と被告とのやりとり

ア 被告は、平成25年10月30日、改めて大内校長と面談し、2回目の取材を行った。

その際、被告は、原告の本件ブログと被告の8月1日メルマガを大内校長に示して黙読させた上、大内校長が原告の取材に対してどのような話をしたのか、その内容と被告による平成24年7月の前回取材時に話した内容とが異なるのではないかを確認したところ、大内校長は、EMの関係者からの働きかけが新興宗教を連想させるような雰囲気であったとの話を原告にしてはいないが、新興宗教みたいな感じの連中ですかと聞かれればそうかもしれないなどと答えたかもしれないこと、大内校長が赴任したとき、EM活動を続けてもいいかという確認を受けて分かりましたと答えたが、教育活動全ての見直しを図る方針はあったこと、子どもたちの良さについてマスコミを使って訴えていこうという取り組みをしていたこと、EMによる環境教育の継続を、保護者の大半が訴えてきたのではなく、校長に一任するという声がほとんどであったことなどを話した。これに対し、被告は、被告の前回取材時には録音していたことを告げた上、当時の録音内容を具体的に説明し、大内校長が原告に話したとされる内容と食い違っていることを指摘すると、大内校長は、細かな内容までは記憶が曖昧であるが、被告のほうが先に取材に来たため、その当時のほうが記憶が鮮明であり被告の取材時に話した内容のほうが正しいと思うと述べた。また、大内校長は、原告による電話取材の最後に、原告から、何かの記事に載せることや、やり取りを録音していることを告げられたが、原告が公表することについて大内校長の了承を得ているということではなく、大内校長は、うちには関係ないという話をしたにすぎないことなどを述べた。

(乙26の1及び2、乙38、被告本人)

イ 被告は、平成25年10月31日、原告に対し、本件ブログに被告の信

用に関わる記載があることを理由に、面談を申し入れるとともに、本件ブログを書く際、被告に確認を取らなかつた理由等 10 項目にわたる質問をする内容のメールを送信したところ、原告は、同日、被告に対し、被告とのやり取りを原告のブログに公表することを被告が了承するのであれば質問事項に回答するが、面談は拒絶する旨のメールを送信した。また、長野記者に対し、被告からの上記メールを転送し、被告の質問事項中、長野記者の取材方法に関する点につき、反論を求めた。

原告は、被告がやり取りの公表を了承したことから、同年 11 月 1 日、被告から質問された 10 項目に対する回答が記載されたメールを被告に送信し、その中で、本件ブログは 8 月 1 日メルマガに書かれている範囲を出るものではないので、被告に新たに確認を取る必要はないと考える旨回答した。また、原告は、原被告間のメールをブログに掲載し、ツイッター上にも投稿した。

ウ 原告は、平成 25 年 11 月 7 日、同月 8 日、同月 10 日、同年 12 月 3 日及び同月 21 日、被告から返信がない旨をツイッター上に投稿した。

エ 原告は、平成 26 年 10 月 29 日、自身のツイッター上に、暗黒通信団という匿名のウェブサイト上において被告を批判する内容が記載された「学界のトンデモ 出口俊一【と学会誌初出】」と題するウェブページへのリンクを投稿した。上記ウェブページには、被告が、原告の書いた記事に文句を付け、面会しておそらく脅そうとしたようだ、などと記載されている。（乙 21, 22）

(6) 大沼研究会に関する原告の記事等

ア 原告は、平成 24 年 9 月 4 日、大沼研究会会長の榊清市（以下「榊会長」という。）及び副会長の沖田と面談をし、EM に関する取材を行つた。そ

の際、沖田は、原告に対し、EMによる水質改善の実績などを述べたものの、大沼研究会が大沼にEMを投入したなどと説明することはなかった。そもそも、大沼研究会が大沼水系にEMを投入したということ自体が存在しない事実であった。

5 また、上記取材の際、沖田は、原告に対し、平成22年7月吉日付けの「すこやかくん通信」と題する書面を渡した。同書面には、北海道寿都郡黒松内町にある黒松内温泉の排水が入ってくるブナの森公園の池にEM処理がされた旨が記載されている。

(甲16、乙31、54、57、証人沖田、原告本人)

10 イ 原告は、平成25年10月13日、本件EM討論会に出席した。

その際、原告は、大沼という沼を指摘した上で、そこから分かれた脇の小さな湖になっている沼を一時貸し出して、函館市にある水質浄化活動をしている団体が浄化実験を行っているが、データをきちんととっていくと、頭打ちになって良くならなかつた旨述べた。

15 この原告の発言について、「闇のapj」というツイッターアカウントを使用する者による「大沼@函館にEM菌投入中」との投稿がなされたことに対し、原告は、翌14日、ツイッター上に、「これは違っていて、再度説明しますが、環境保護団体が実験を行いましたが、直接大沼には投入せずに試験用に市から提供された大沼の近くにある、小さい沼にEMを投入して実験が行われ」などと投稿した。

20 (甲8、乙27の1及び2)

ウ 原告は、平成27年10月5日、ウェブマガジン「シノドス」に、本件シノドス記事を含む記事を投稿し、EMを土に混ぜ込むなどして丸めたEM団子を自然水系に投入する活動が盛んであるが、物質の分解効率、効果の持続性、環境汚染の懸念など多くの問題点があり、在来の生態系バランスが崩れる懸念のあることを指摘した。なお、本件シノドス記事には、

(平成23年10月18日付けの)函館新聞による関係記事という付記が
されている。(前提事実(3)カ、乙28)

エ 原告は、平成27年11月24日頃から、大沼研究会より、本件シノドス記事が事実と異なるとして、その訂正を求められたため、同年12月頃、これを上から実線を引く方法により削除し、かつ、EM菌投入は全て計画段階で中止されたなどと追記した。また、削除した理由について、同研究会の代表者から、「EM投入だと効果が出るのに時間がかかる」という説明を受けたのを、「EMを投入し続けても水質の指標は途中から頭打ちとなり期待したほどの効果は出なかった」という意味と誤って理解していたと説明し、試験沼との記載は、大沼の環境に模した実験系という意味で使用しており、大沼自体へのEM投入とは区別している旨を、本件シノドス記事に続ける形で加筆した。

なお、本件シノドス記事に付記されていた函館新聞の記事には、大沼研究会がEM菌を活用した実験を中心に行ってきたという趣旨の記載はされていたが、大沼水系にEMを投入したという趣旨の記載はなかった。

(甲16、乙29、54から59まで)

(7) 被告によるDNDメルマガ連載と本件各記事の投稿

ア 被告は、平成27年7月16日、同年8月5日、同年9月9日、同月24日、同月26日、同年10月19日及び同年11月1日、「『検証 朝日新聞とツイッター』 - ここまでやるか、EM叩き - 」と題する一連の記事（第1回から第7回まで）をDNDメルマガ（vol.502から509まで）に投稿し、EMを利用した環境活動やボランティアがツイッター等で誹謗中傷されていることやEMによる環境改善の成功例の紹介などをした。

(乙23の1から7まで、乙38)

イ 被告は、平成27年11月11日、上記連載の第8回として本件記事1をDNDメルマガ（vol.510）に投稿した。（前提事実(4)ア）

本件記事1は、本件朝日記事について、長野記者が稚拙な電話取材で、EMの実証結果等を一切無視し、比嘉教授の談話をでっち上げて記事にしたものであるとして批判するとともに、被告が本件朝日記事に関連して青森に取材に訪れ、DNDメルマガで3回にわたり本件朝日記事の問題点を浮き彫りにしたところ、長野記者の近くにいる仲間たちから、被告に対する誹謗の毒矢が飛んできたとして、原告の本件ブログを紹介し、原告の取材方法に問題があること、本件ブログで被告の8月1日メルマガの肝心な部分がいくつか否定されていたため、被告が再び大内校長に取材をしたところ、大内校長は被告のほうが正しいと述べたため、間違っていたのは原告のほうであったことなどを指摘している。（甲1の1）

ウ 被告は、平成27年11月18日、上記連載の第9回として本件記事2をDNDメルマガ（vol.511）に投稿した。（前提事実(4)イ）

本件記事2では、原告による本件シノドス記事の信ぴょう性がぐらついており、原告のやり方が長野記者の取材姿勢とよく似ているなどとし、具体的には、被告が大沼研究会の榎会長に取材したところ、大沼にEMを投入したことではないとの話であったこと、本件シノドス記事には「函館新聞による関係記事」との付記がされているが、函館新聞の報道部長に聞いたところ、函館新聞の記事では大沼にEMを投入したことは触れられておらず、何かの間違いではないかとの話であったこと、原告はEMの効果が頭打ちで断念したと述べた根拠として榎会長への取材を挙げているが、沖田によれば、平成24年9月4日に榎会長及び沖田が原告と面談したときには、大沼でのEM投入は話題になっていないことなどが紹介されている。

（甲1の2）

エ 被告は、平成27年11月27日、同年12月9日、同月26日、平成28年2月20日、同月22日、同月26日、同年3月8日及び同月11日（2通）、「『検証 朝日新聞とツイッター』 - そこまでやるか、E

M叩き - 」と題する一連の記事（第10回から第18回まで）をDNDメルマガ（vol. 512 から 520 まで）に投稿し、引き続き、報道の在り方やEMによる環境活動例の報告等を行った。（乙23の10から18まで）

2 争点1（本件各記事の名誉毀損該当性）について

5 (1) 本件記事1について

ア 本件記事1（甲1の1）は、原告のペンネームを明示し、原告がフリーライターであるとした上で、原告に関する事項として、以下の事実を摘示している。

(ア) 原告が、本件朝日記事の10か月後に本件ブログを載せたこと

10 (イ) 原告の本件ブログでは、被告の8月1日メルマガのうち、大内校長とのやりとり部分が幾つか肝心なところで否定されており、同メルマガにおける大内校長に関する個々の事項について、「○×式」で評定を下していること

(ウ) 被告は、本件ブログを見て、原告に対しメールで、被告に確認をすべきなのではないかと伝え、面会を求めたこと

(エ) 原告は、本件ブログにおいて上記(イ)の「○×式」の評定をするに当たり、大内校長への確認をしているが、その方法が電話で10分程度の取材であり、8月1日メルマガを見せながら確認したものではないこと

(オ) 被告が再び大内校長を校長室に訪ねて取材したところ、大内校長は、原告による電話取材の最後に、原告から、今までの話を全部録音していると言われたので、大内校長が何に使うつもりかと尋ねたら、原告はブログがどうのこうのという返事であったが、大内校長はまったく了承はしていない、と話したこと

(カ) 被告が大内校長に、被告の8月1日メルマガと原告の本件ブログのどちらが正しいのかと聞いたところ、大内校長はそれを読み比べ、被告のほうが正しいと思います、と証言したこと

イ 前記アの摘示事実を基礎として、本件記事1は、原告について、「嘘八百を並べる」（本件記事1①部分）、「相手がこう話したから、それが『事実』だと思いこむのは幼稚すぎる」、「詭弁を多用する癖がある」、「ツイッターではその悪しき本領をいかんなく発揮している」（本件記事1②部分）、「取材方法は適切なやり方ではない、…あまりに行儀が悪い」、「たんなる言いがかりに等しい」という評価、意見を表明しているものといえる。

なお、本件記事1③部分については、一般の読者の通常の注意と読み方とを基準に前後の文脈等を考慮してみれば、インターネット上に原告が発信した本件ブログが、福島県庁の職員を含む多くの者に読まれていることを比喩的に述べた上で、被告として当初はしばらく様子を見ようと考えていたが、様々な方面から被告に対する攻撃的な言動がされるようになったため、原告に対する反論を書く必要があると考え、本件記事1を投稿したという、被告の見解、投稿の動機を表明するものであって、原告に関して、インターネット上に本件ブログを載せたという上記ア(ア)とは別の事実を摘示するものではないというべきである。

ウ 以上のとおり、本件記事1は、原告について、本件ブログにおいて大内校長の談話に関し正確ではない記述をしたという事実、他人（被告）の書いた文章を批判するに当たり、書いた本人（被告）に確認を求めなかつたという事実、文章内容の正確性を確認する際に、電話確認しかしていないという事実を、それぞれ摘示しており、さらに、このような事実を基礎として、ライターである原告が不十分な取材を行い、虚偽の事実をインターネット上で拡散させるような人物であるという評価、意見を表明しているものであって、いずれも、原告のライターとしての資質に問題があることを述べるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものと認めるのが相当である。

したがって、本件記事1は、原告の名誉を毀損する表現を含むものと認められる。

(2) 本件記事2について

ア 本件記事2（甲1の2）は、原告のペンネームを明示し、原告がフリーライターであるとした上で、原告に関する事項として、主に以下の事実を摘示している。

(ア) DNDメルマガの読者から、原告について、「詭弁どころか、問題のすり替えの達人で、例えば、北海道の函館の大沼で、『大沼@函館EM菌投入中』というデマをネットで拡散しています。お調べください」との情報が寄せられたこと（本件記事2①部分の前段）

(イ) 原告がウェブマガジン「シノドス」に、本件シノドス記事を含む記事を投稿し、EMの効果がない実例として、大沼でのEM投入を指摘していること

(ウ) 上記(ア)の情報を裏付ける事実（本件記事2①部分の後段）として、被告が、本件シノドス記事で言及のあった大沼研究会の榊会長に面談し、本件シノドス記事を読み上げて確認したところ、榊会長は、大沼にも、原告のいう試験沼（大沼に近い実験系である小池）にも、EMを投入したことではなく、そのような話もしていないと述べたこと

(エ) 原告は、平成23年10月18日付け函館新聞の記事を本件シノドス記事の根拠として引用しているが、函館新聞には、大沼にEMを投入したとは書かれていないこと

(オ) 原告が榊会長に取材した際に同席した沖田は、当時、原告とEMについて1時間半ぐらい話したと思うが、大沼でのEM投入は話題になっていない、と述べていること

(カ) 原告が、ある講演会において講演の妨害となるヤジを三、四回繰り返し、他の講演会の参加者から「おまえの話を聞きに来たのではない。う

るさいから出ていけ！」と怒鳴られ、係員に会場からつまみ出されたという話を、被告が沖田から聞いたこと（本件記事2②部分）

イ 本件記事2は、上記アの摘示事実を基礎として、原告について、「取材の心得のないにわかライター」、「世の中を惑わすようなお粗末な記事を書き飛ばす」、「サイエンスライターを名乗る理由どころか、ペンを握る資格すらない」という評価、意見を表明しているものといえる。

ウ 以上によれば、本件記事2は、原告について、本件シノドス記事において、大沼の試験沼にEMを投入したというありもしないことを記載したとの事実、ある講演会に参加した際に講演を妨げるような言動をしたとの事実を摘示するものといえ、さらに、このような事実を基礎として、原告のライターとしての資質に問題があるとの意見、評価を表明するものであって、原告の社会的評価を低下させるものであると認めるのが相当である。

なお、原告が、ある講演会（野呂講演会）において係員に会場からつまみ出されたとの点（上記ア(カ)の後段）については、それ自体は、例えば退出を求められる側（この場合であれば原告）に落ち度がないのに退出を求められたというような場合も想定され、係員の対応次第という側面があることからすると、これをもって原告の社会的評価を低下させる表現とはいえず、結局、その前段にある、講演の妨げになるようなヤジを飛ばしたという点が、原告の社会的評価の低下に関わる表現というべきである。

エ 以上によれば、本件記事2は、原告の名誉を毀損する表現を含むものと認められる。

3 爭点2（真実性・相当性の抗弁）について

(1) 事実を摘示しての名誉毀損については、当該行為が公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的に出た場合において、摘示された事実が真実であることが証明された場合又は行為者にその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、違法性を欠き、又は故意・過失がなく、不法行為

は成立しない（最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁，以下「昭和41年判例」という。）。

また，ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては，その行為が公共の利害に関する事実に係り，かつその目的が専ら公益を図ることにあった場合に，前提としている事実の重要な部分について真実性の証明があったときには，人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り，当該行為は違法性を欠くものというべきである。仮に前提としている事実につき真実性の証明がないときにも，行為者において当該事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば，その故意又は過失は否定されると解するのが相当である（最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

なお，真実性の証明は，必ずしも細部にわたって要求されるものではなく，主要な部分又は重要な部分についての証明で足りる（最高裁昭和58年10月20日第一小法廷判決・集民140号177頁，最高裁平成元年12月2日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁）。

（2）本件記事1について

ア 摘示事実について

（ア）本件記事1に摘示された事実のうち，原告が本件ブログにおいて，被告の8月1日メルマガにおける大内校長とのやりとり部分を取り上げ，原告が大内校長に確認した内容を「○×式」で記載していること，原告の大内校長に対する「○×式」の確認手段が15分程度の電話であったこと（その是非は別として，電話でのやりとりであるから，8月1日メルマガを直接示しながら質問したものではないことは当然である。）は，認定事実(4)エ及びオのとおり，上記電話に要した時間につき5分程度の違いはあるものの，主要な部分において真実であると認められる。

また，被告が原告に対し，メールで，面会を申し入れるとともに本件

5 ブログを書く際に被告に確認を取らなかつた理由等を質問し、これに対して原告が、新たに被告に確認を取る必要はないと回答していることは、認定事実(5)イのとおりである。このことからすれば、原告が、本件ブログで8月1日メルマガの批判をするに当たり、被告に確認を求めなかつたことは、真実であると認められる。

なお、原告は、大内校長に対し、電話取材だけではなく、直接面談の上で取材もしたと主張し、認定事実(4)アのとおり、原告が平成24年9月11日に大内校長に面談して話を聞いた事実は認められる。しかしながら、本件記事1が掲示しているのは、原告の本件ブログにおいて、被告の8月1日メルマガに記載された大内校長とのやりとり部分が肝心なところで幾つか否定されており、8月1日メルマガの個々の記載について「○×式」で評定されているという事実である。確かに、本件ブログの前半部分には、同年9月に原告が大内校長に直接面談して聞いた内容が記載されており、本件ブログ全体が電話取材だけに拠つたものでないことは認められるが、本件ブログのうち8月1日メルマガに対する批判として「○×式」で記載された後半部分は、認定事実のとおり、原告の電話取材に基づいていることが明らかである。そして、被告は、被告が書いた8月1日メルマガを原告が具体的に批判するに当たり、その裏付け取材を面談によらず電話だけで行ったという事実を掲示しているのであるから、そこに事実誤認はない。

(イ) 本件記事1に掲示された事実のうち、被告の大内校長に対する2回目の取材に関する部分、すなわち、大内校長は、原告から、電話取材の最後にやり取りをブログに使うというような話をされたが、大内校長は了承していない、と被告に述べたこと、原告の本件ブログと被告の8月1日メルマガのどちらが正しいのかという質問に対して、被告のほうが正しいと思う旨被告に述べたことについては、認定事実(5)ア記載のとお

り、被告の大内校長に対する2回目の取材結果と一致しており、真実であると認められる。

この点、本件記事1は、原告の本件ブログに記載された大内校長への取材結果に誤りがあることを指摘する内容となっており、原告の本件ブログは、被告の8月1日メルマガに記載された大内校長への1回目の取材結果に誤りがあることを指摘する内容となっている。
5

そして、認定事実によれば、被告の8月1日メルマガのうち大内校長に関する部分は、被告の1回目の大内校長への取材に基づいていることが一応認められるが、例えば、大内校長の発言中、大内校長が西中学校に赴任した当初、EM活動を継続する方針に自らが同意したという点について取材結果のとおりであることが認められるものの、大内校長は、その点につき、迷いがなかったとまでは述べていないことが認められ
10

(乙25の1)、大内校長の発言と8月1日メルマガの記載がやや相違する部分がある。もっとも、西中学校で保護者会の意見を聞いたところ続けてくださいというのがほとんどであったとの点や、大内校長がEM活動を長続きさせていきたいとの考えであったとの点については、被告の1回目の取材時における大内校長の発言にあるとおりと認められ(乙25の1)、被告が2回目の取材時に、大内校長に対し、原告に話した内容と異なるのではないかと追及した際に、大内校長からは、記憶がないなどという回答はあったものの、最終的には被告に話したほうが正しいと回答していること(乙26の1及び2)からすると、8月1日メルマガの該当部分が誤っているということにはならない(なお、被告の1回目の取材時の内容を反訳した乙第25号証の1は、音声データとの照合はできないものの、そのうち核となる部分を被告が2回目の大内校長への取材時に大内校長にぶつけて確認していること及び被告の当法廷における供述内容などに照らし、おおむね正確なものと認められる。)。
15
20
25

他方、原告の本件ブログにおいて、8月1日メルマガの内容につき「○×式」で評定している部分のうち、例えば、大内校長が赴任したときにEM活動の継続に迷いはなかったとの点に関し、大内校長は、原告の大内校長に対する電話取材では、迷いはなかったという点を否定する旨の回答をしているものの、継続の方針に賛同したことまで否定はしており（甲7の1及び2）、その後の被告による2回目の取材時にも、迷いはなかったという点は否定しつつ継続という方針を了承したことは肯定する旨の回答をしていること（乙26の1及び2）が認められる。しかし、本件ブログでは、継続の方針を了承したこと自体が「×」であるかのような記載がされており、大内校長の発言の趣旨が正確に表現されているとはい難い。また、原告の電話取材の際、原告が大内校長に対し、大内校長の了承を得て公表するという形で出してもよいかと質問したところ、大内校長は、取材に来られても受けるつもりはなく、書きたい人が好きに書けばよいと答えたにとどまることが認められ（甲7の1及び2）、大内校長が公表を拒否まではしなかったという意味で誤りはないものの、大内校長が公表を了承しますと回答したものではなく、かかる点で原告の本件ブログは、大内校長の発言の真意とは趣旨のやや相違する部分がある。とはいえ、大内校長は、原告の電話取材の際には、保護者会を開催したところ大半が継続を訴えてきたとの点や、大内校長が長くEMを続けようという考えであったとの点については、否定する旨の回答をしており、この部分について、原告の本件ブログの記載が誤りであるとはいえない。ただし、上記のとおり、被告の取材時と原告の取材時とで大内校長の発言に食い違いがあることは否定し難いところであり、本件朝日記事が出た直後の時期と、それからしばらくして落ち着いた時期と、西中学校としてEM活動に対する方針を決定した後の時期とで、大内校長の考え方へ変化が生じた可能性も否定できないが、認定事

実(5)アのとおり、被告は、大内校長への2回目の取材時に、大内校長に
対して、被告による1回目の取材結果と原告の本件ブログの記載を個別
具体的に示して問い合わせ、さらに、原告による取材時に原告に話した内
容と食い違っているという指摘もした上で、どちらが正しいのかを問い合わせ、
大内校長は、細部は記憶が曖昧であることを前提にしつつも、被告のほう
が正しいと答えたことが認められるから（乙26の1及び2）、このこと
を踏まえ、本件記事1において、原告の本件ブログに記載された大内
校長の発言に誤りがあるとの事実を摘示することが、真実に反するとい
うことはできない。

10 このように、原告の本件ブログの全てが誤りであるということではないが、部分的に大内校長の発言の趣旨や真意と相違する部分があることは否定できず、本件記事1に摘示された、大内校長が、原告の電話取材
の内容公表について了承していないと述べたとの事実や、被告の8月1
日メルマガと原告の本件ブログとの相違部分につき、被告のほうが正し
いと述べたとの事実は、真実であると認められる。

15 (ウ) したがって、本件記事1で摘示された、本件ブログにおいて大内校長
の談話に関し正確ではない記述をしたという事実、他人（被告）の書いた
文章を批判するに当たり、書いた本人（被告）に確認を求めなかつた
という事実、文章内容の正確性を確認する際に、電話確認しかしていな
いという事実は、いずれも真実である。

20 イ 意見・論評の表明について

上記のとおり、本件記事1は、上記の摘示事実を基礎として、「嘘八
百」、「幼稚すぎる」、「詭弁を多用する癖」、「行儀が悪い」などと
いった言葉で、原告のライターとしての評価、意見を表明するものである。
この点、原告が被告のメルマガを批判するに当たり、電話取材の方法に依
拠したために、本件ブログに正確ではない記載がされたという分析・意見

や、被告の記事を批判するに当たり被告自身に確認しないことを問題として指摘することは、異論はあり得るとしても、誰が見ても不自然不合理というべき意見・論評とはいえない。そして、上記の表現が原告につき否定的な評価を与えるものであることは否定できないものの、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものとはいえない。

ウ 公共性及び公益目的について

認定事実のとおり、新聞、インターネット、公開討論会等の公の場において、EMの効果やEMを使った環境活動について、肯定的・好意的な立場の者と否定的・懐疑的な立場の者の双方から、様々な見解、知見等が表明されているという背景事情の下、否定的な立場から新聞紙上に掲載された本件朝日記事に対し、被告がインターネット上の8月1日メルマガで、当該記事に係る取材の在り方等を批判し、これに対して原告がインターネット上の本件ブログで被告を批判したという経緯を経て、被告は本件記事1をインターネット上に投稿したのであって、これらはいずれも不特定多数の者が閲覧可能な状況においてなされている。そして、本件記事1は、直接的には原告のライターとしての資質という個人的な問題に触れてはいるものの、被告のDNDメルマガにおける一連の連載記事と併せて見ると、インターネットが発達した今日におけるジャーナリストとしての在り方、報道やインターネットにおける言論の在り方について論じていることが読み取れ、単に原告個人の問題をあげつらうにとどまるものとはいえない。

加えて、被告の8月1日メルマガでは原告に関する記述が全く見られないこと（甲5）、原告がツイッター上で被告の8月1日メルマガの批判を始めた時点で、被告と原告とは面識がなかったことなども考慮すれば、本件記事1を投稿することについては、公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図ることにあるものと認めるのが相当である。

エ 以上によれば、本件記事1の投稿は、違法性を欠くものというべきであ

るから、不法行為は成立しない。

(3) 本件記事2について

ア 摘示事実（大沼研究会に関する部分）について

上記のとおり、本件記事2で摘示された事実のうち、インターネット（ツイッター）上に、原告による投稿ではないが、「大沼@函館にEM菌投入中」という投稿がされていること（前提事実(3)エ），この投稿に対して、原告がツイッター上に、当該投稿内容に誤りがあるという指摘をした上で、大沼の近くにある小さな沼にEMを投入して実験が行われた旨の投稿をしていること（認定事実(6)イ），大沼研究会が、大沼や原告がいう試験沼を含む大沼水系にEMを投入したことではないこと（認定事実(6)ア），原告がウェブマガジンに本件シノドス記事を投稿したこと（前提事実(3)カ，認定事実(6)ウ），大沼研究会の榎会長も沖田も、原告との面談の際に、大沼や試験沼にEMを投入したという話はしていないこと（認定事実(6)ア），本件シノドス記事に付記された函館新聞の記事には、大沼にEMを投入したとは記載されていないこと（認定事実(6)エ）は、いずれも真実であると認められる。

なお、「大沼@函館にEM菌投入中」というツイッター上の投稿に関し、原告は、本件EM討論会における原告の発言は、大沼とは区別して試験沼のことを指しており、ツイッター上でも、同趣旨の修正の投稿をしていると主張し、確かに、認定事実(6)イのとおり、原告は、大沼に直接EMが投入されたという発言やツイッターにおける投稿はしておらず、大沼ではなく試験沼であるという修正をツイッター上に投稿をしていることが認められる。しかしながら、一般に、函館近郊の大沼といえば、大沼、小沼、ジュンサイ沼など大小の湖沼群一帯の総称として呼ばれており、一般の読者（聴者）の通常の理解を前提にすると、大沼に近い試験沼、あるいは、大沼から分かれた脇の小さな沼に、EMを投入したとの事実を聞き及んだ

場合に、それを、大沼にEMを投入したという事実として理解することは、むしろ自然なことである。また、大沼研究会が、原告のいう試験沼を含めて、大沼水系にEMを投入した事実がないことは上記のとおりであり、試験沼にEMを投入したという趣旨の発言や投稿であっても、事実と異なっていることに変わりはない。

5

さらに、訂正前の本件シノドス記事において、何ら留保もなく「試験沼」でEM投入の効果を試したと記載されており、同様の理由から、一般の読者（聴者）の通常の理解を前提にすると、これを、大沼の水質に模した大沼と区別された別の沼であると理解することは困難であり、むしろ、大沼にEMを投入したとの事実として理解するほうが自然である。

10

そうすると、原告が、本件シノドス記事において、大沼あるいは大沼近くの試験沼にEMを投入したというありもしないことを記載したという事実は、真実であると認められる。

イ 摘示事実（野呂講演会に関する部分）について

15

本件記事2のうち、原告が野呂講演会において、講演の妨害となるヤジを三、四回繰り返したとの点は、認定事実(1)記載のとおり、原告は、野呂が説明をしている途中に自らの意見を述べ、野呂から「今、ちょっと待っていただけませんか」などと制止されたにもかかわらず、その後も野呂の発言を遮るように自らの意見を述べ、他の参加者も、妨害ではないかなどの発言をしていることからすれば、そのやり取りの一言一句までもが同一ということではないものの、原告が講演の妨害と評価されるような言動をしたものといえ、真実であると認められる。

20

ウ 意見・論評の表明について

25

本件記事2は、これらの事実を基礎として、原告が取材の心得を有していないことや、ライターとしての資格がないなどという評価、意見を表明しているが、上記のとおり真実と認められる摘示事実を前提とすると、正

確な情報を発信することや相手の話を最後まで聞くことがライターの資質と関連するものであることは否定し難く、これらの表現が原告について否定的な評価を与えるものであることは否定できないものの、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものとはいえない。

エ 公共性及び公益目的について

本件記事2は、本件記事1と同様に、新聞、インターネット、公開討論会等の公の場において、EMの効果やEMを使った環境活動について、肯定的・好意的な立場の者と否定的・懐疑的な立場の者の双方から、様々な見解、知見等が表明されているという背景事情の下、直接的には原告のライターとしての資質という個人的な問題に触れてはいるものの、インターネットが発達した今日におけるジャーナリストとしての在り方、報道やインターネットにおける言論の在り方について論じるものといえ、単に原告個人の問題をあげつらうにすぎないものとはいえないから、公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図ることにあるものと認められる。

オ まとめ

以上によれば、本件記事2の投稿は、違法性を欠くものというべきであるから、不法行為は成立しない。

4 なお、被告は、言論の応酬（争点3）を主位的抗弁とする旨主張している。

しかしながら、被告が指摘する昭和38年判例の事案は、原審において、摘示事実が真実であることが認定されており、その前提で、その方法、内容において適當と認められる限度を超えない限り違法性を欠くと判断したものである（昭和38年判例は、昭和41年判例を始めとするその後の最高裁判例において、真実性・相当性の抗弁の考え方方が確立される前の最高裁判例であることも留意すべきである。）。また、自己の正当な利益を擁護するためとはいえ、論争の深化に役立つことのない事実無根の表現まで許容する理由も必要性も認め

られない。そうすると、昭和38年判例の考え方依拠した言論の応酬の抗弁を主張する余地があるとしても、その場合には摘示事実の真実性又は相当性が何らかの形で要求されることになるものと考えられ、かつ、この抗弁は、真実性・相当性の抗弁と同様に、法律上の効果として表現行為の違法性を阻却する抗弁であることからすれば、被告が主張する言論の応酬の抗弁と、真実性・相当性の抗弁とは、法律上相矛盾する関係にはなく、並列的、選択的な関係にあるものというべきである。そして、本件においては、上記のとおり、真実性・相当性の抗弁が認められ、本件各記事の投稿についていざれも違法性が阻却されるものというべきであるから、敢えて言論の応酬について判断する必要がない。

5

10

第4 結論

よって、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいざれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

函館地方裁判所民事部

15

裁判長裁判官 浅岡千香子

20

裁判官 布施雄士

25

裁判官 宮 光 宗 司

【別紙1】

謝罪廣告目録

1 謝罪廣告内容

片瀬久美子様

関係者様各位

私は、平成27年1月11日から複数回にわたり、片瀬久美子様の名誉を毀損する内容の投稿をインターネット上で行いましたことをここに謝罪いたします。私が発信した片瀬久美子様に関する情報は全て、私の取材不足及び誤解に基づくものでした。

関係者様各位には大変ご心配とご迷惑をおかけいたしました。

平成 年 月 日

出口俊一

2 掲載媒体

<http://dndi.jp/>

3 掲載条件

(1) 掲載の位置

掲載媒体のトップページ

(2) 活字の大きさ

12 ポイント



【別紙 2】

記 事 目 錄

1 本件記事 1

(1) 閲覧用 URL

5 http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm151111.php

(2) タイトル（なお、後日、変更が加えられている。）

〔DND メルマガ〕 vol. 510 「検証 朝日新聞とツイッター」 第8回

EM批判は 由々しき「沖縄差別」

(3) 投稿日

10 平成 27 年 11 月 11 日

(4) 記事の内容

別紙 3 のとおり

2 本件記事 2

(1) 閲覧用 URL

15 http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm151118.php

(2) タイトル（なお、後日、変更が加えられている。）

〔DND メルマガ〕 vol. 511 「検証 朝日新聞とツイッター」 第9回

片瀬久美子に重大な「虚偽」

(3) 投稿日

20 平成 27 年 11 月 18 日

(4) 記事の内容

別紙 4 のとおり

運営：(株) DND研究所

Digital New Deal デジタルニューディール

大学発ベンチャー起業支援サイト

プロント 新規登録 お知らせ リンク集 初めての方 問い合わせ メッセージ

ツイート [18]

いいね！ [0]

G+1 [0]

邦 [0]

[別紙3]

◆ D N D 大学発ベンチャー支援情報 ◆ 2015/11/11 <http://dndi.jp/>

「検証 朝日新聞とツイッター」

-そこまでやるか、EM叩き-

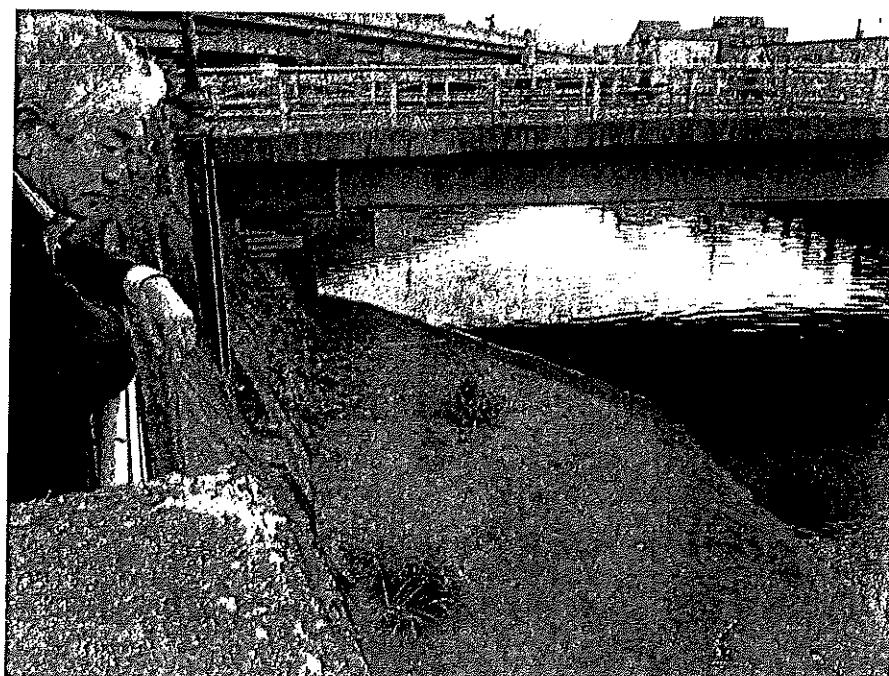
第8回

- ・EM批判は 由々しき「沖縄差別」
- ・朝日を問題にしたら、「毒矢」が飛んできた
- ・フリーライター、片瀬久美子氏の「ブログ」

EM（有用微生物群）のボランティア活動が、膨大なデマ情報と誇張のツイッター・アビューズにさらされている。微生物の力、その有用なEMの効果や可能性が国内外で数多く実証されているのにも関わらずそれらを一切否定し、ツイッターなどでデマ情報を拡散し、「効果がない」とか「害しかならない」と排斥しているのだ。

その理由のひとつに「EMが琉球大学発で沖縄の微生物だから」とした「沖縄差別」を公然と口にする輩もいる。これは由々しき事態ではないか。このネットによる“サイバーテロ”のような「集団的イジメ」の背後には、朝日記者の“仲間たち”が関係したいくつかの複数の特定グループの介在が浮かび上がってきた。「二セ科学論」、「と学会」、「暗黒通信団」、「ジャパンスケプティクス」、「WEB論座」、「理科の探検」などだ。公的機関の類などで他にもある。「WEB論座」は、朝日新聞のウェブメディアである。

DND編集長、ジャーナリスト、出口俊一



：ヘドロが消え、砂地が広がってきた沖館川の西滝橋右岸、左手は環境活動に熱心

な青森市議の里村さん

◇エスカレートする「沖縄差別」

ツイッター・アビューズとは、ツイッターでの悪意のある誹謗・中傷のことを言うのだが、EMに関していえば、この「沖縄差別」が、ますますエスカレートしている。陰湿でしかも悪意に満ちた投稿が連続すると、もう誰にも止められる術がないのが現実だ。間違いが朝日側にあるのに、作り話や嘘っぽちで事実を歪め、白を黒とすり替える輩が複数、蠢く。朝日新聞を擁護しているつもりなのだろうけれど、それらのツイッターやブログの内容が幼稚で、例えばライターを名乗ってはいるが、嘘八百を並べるから、かえって朝日新聞を窮地に追い込む始末だ。フリーライターの件は、末尾に書いている。

◇朝日新聞と朝日系のウェブで挟み撃ち

朝日新聞青森版の不適切な記事でEM潰しの動きが激化した。朝日の東京本社は、元青森支局員、長野剛氏の取材姿勢や記事の問題点を認め、「（長野記者が比嘉照夫氏に）直接取材をしなかったことは、比嘉氏には申し訳ないことをした。また（記事掲載の5年前のネットからの）引用先を明記しなかったことは、配慮にかけていた。重ねてお詫びいたします」と口頭と文書でその都度、詫びた。

ところが、お詫びしたのだから紙面で訂正するのかと思えば、そうではなかった。読者にわかるように紙面での訂正是拒んだままで、書いた記者にも少しも反省の色がみられない。今度は、この記者の取材席に連れ添ったことがある“友達”がWEB論座で、EM批判をやった。そのEM批判の根拠にこの問題の記事を引用しているのだ。

お詫びしたはずの朝日記事を朝日新聞のウェブメディアで恥かしげもなく使いまわす、というのは非常識だと思う。



◇効果を実証した沖館川のヘドロ現地調査

もう一度、整理すると、取材しないで無断で掲載したのだから、あの比嘉氏の「談話」はでっち上げと言う以外適当な言葉が見つからない。朝日の記者行動基準に違反するものだ。長野記者がEMの効果について「改善確認されず」と否定した青森市内を流れる沖館川のヘドロ調査については、県庁の部長は「EMに効果がないとは言っていない」と語り、別の課長は、記事については「こちらが被害者、ともて迷惑している」と証言した。長野氏の取材は、この個所も1本の電話だった。ぼくは、当時の沖館川のヘドロ調査報告書を入手し、県庁の担当者に数度面談、調

査の受託会社の専門技師からも直接確かめた。それで、朝日の記事が事実と違うことが確認できた。いまその西瀧橋の右岸は、ヘドロがすっかり消えて幅5m、長さ十数mにわたって砂地と化している。地元の里村誠悦市議と歩いてぼくも確認した。調査以降、引き続いて毎年、EMの投入が継続されている。

4. 調査結果の考察

4-1. ヘドロ層厚の経時変化

4-1-1. 全横断平均ヘドロ層厚の経時変化

各調査地点での全体的な傾向を把握するために全横断でのヘドロ層厚の平均を求め、9月17日のヘドロ層厚を基準とした変化量を表4-1および図4-1に示した。

各調査地点の変化量は概ね各調査回数で変動するものの減少傾向を示していた。特に西瀧橋では11月以降からヘドロ層厚が大きく減少しており、青森工業高校裏では変動を繰り返しているが、明らかな減少傾向を呈していた。また、下流に位置する仲館橋では変化が少ないにしても1月6日まで減少している傾向が認められ、2月3日からわずかながら増加傾向を呈していた。

◇恥ずかしい、科学かぶれ

「科学的検証」という宝刀をちらつかせてやり込める。科学かぶれ丸出した。青森県の現場から、EMに対するなんらかの批判や被害の報告が一つも見あたらぬ。「科学的か?」どうか、という切り口で迫り、それを説明できないからと言つて「非科学的だ」と悪者扱いする。この稚拙な電話取材で、なんと「EM菌の効果『疑問』、検証せぬまま授業」(2012年7月3日付)という否定的な見出しが躍り、続報では「科学的効果疑問のEM菌」(同7月11日付)と断定していたのだ。

自分の描いたストーリーの素材を拾い集め、一部は加工しながら都合のいいものに仕上げていた。これは報道と呼べるものだろうか。

世界56か国に及ぶEMの数々の成果や論文、そして実証の結果を一切無視して、挙句の果てに比嘉氏の「談話」をでっち上げて貶めるというのは、そもそも新聞記者のやることではない。それだから、この記事はもはや記事と呼べるものではなく、いわば悪意に満ちた“作り話”と変わらないのではないか。

◇大学の講演会を妨害

しかも、この朝日の記事が、こんな風に特定グループの連中によって次々に流用され、比嘉氏の講演会やイベント等が中止に追い込まれるなど、朝日記事に連動した妨害が執拗に繰り返されている。大学への妨害は、後日、詳しくお伝えする。気に食わないからといって故意に捻じ曲げるのはイエロー・ジャーナリズムといって忌避されている。戦前には流行ったことがあるが、いまはそんなことは週刊誌だってやらない。週刊誌の方がしっかり取材して書いている。

前にも述べたように、長野氏の記事について疑問があったので、現地に飛んでその事実関係を取材し、メルマガで取り上げた。すると、今度は、デマ、虚言、誹謗の類の夥しい“毒矢”が、ぼくの周辺に飛んできた。ツイッター・アビューズにさらされているのだ。発信元は、それも朝日記者の近くにいる“仲間たち”からだ。

◇DNDメルマガで緊急に取材、すると…。

2012年7月3日付青森版の「EM菌効果疑問」とした批判記事について、ぼくは7月18日に青森に出向いて青森支局などを訪ねた。そして7月25日、8月1日、8月6日と3回にわたり、以下のようにDNDメルマガで長野氏の取材姿勢の問題点や事実誤認の背景を浮き彫りにした。取材は、青森に3回、朝日新聞青森支局や東京本社に出向いて裏付けを取った。

A ■ 2012年7月25日配信

朝日新聞が比嘉照夫氏の談話をWebから無断引用の疑い

- ・朝日新聞青森総局、長野記者のEM批判記事の虚妄
- ・「非科学的」との批判記事、その大半が電話取材のお粗末

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm120725.html>

B ■ 2012年8月1日配信

朝日のEM批判記事検証：青森からの現地報告

- ・県の水質調査報告を「改善確認されず」と誤報
- ・EM潰しの筋書きにそった記事構成の危うさ
- ・青森総局訪問、長野記者から80分の事情を聞く

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm120801.html>

C ■ 2012年8月6日配信EM批判記事で、朝日東京本社がEM研究機構に陳謝

- ・取材記者に、数々の「記者行動基準」違反の疑い
- ・EM潰しを画策した偏向報道が明らかに

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm120806.html>



◇片瀬久美子氏という人のブログ

それから3年あまり、なぜ、再び、その朝日の記事を持ち出すかといえば、それに はもう一つ別の理由がある。朝日記事を批判したために、あらゆる方面から毒矢が 飛んでくるのだ。気が付くと、その背後にいくつもの特定のグループが控えてお り、野犬のように集団で襲い掛かってくることを知った。科学という大義を掲げて アリアリティのない鋸びたナイフで切り付けてくる。

まず、自称、フリーライター、片瀬久美子氏（ペンネーム）の存在である。彼女 は、長野記者のお友達で、憤然と上記のDNDメルマガにかみついてきた。

彼女は、ぼくのメルマガから1年余りたった時に突然、「事実と違うのは（長野記 者の記事ではなく）出口氏の方だった」というブログを書いた。へえーと思って読

んでみると、8月1日配信のメルマガ（A）の中の一部を問題にした。

青森市立西中学校の大内義行校長（当時）氏とのやり取りが、「事実と違う」というのだ。ぼくは当初、彼女が何を勘違いしているのだろう、と思ってメールで、「ぼくに確認をすべきなのではないか」と伝えた。そして面会を求めた。ぼくが書いたメルマガの証拠をいつでも説明できるからだ。

取材するなら相手に会うのがまず基本だ。相手の顔を見て、その話しに信ぴょう性があるのか、ウソをついているのかどうか、表情をみて真実を探る。取材というものは、そういうものだ。相手がこう話したから、それが「事実」と思いこむのは幼稚すぎるるのである。

彼女は、フリーライターを名乗るのだけれど、基本的な取材の訓練をうけていないせいか、詭弁を多用する癖があるようだ。ツイッターではその悪しき本領をいかんなく発揮している。

彼女は、朝日の記事が出た10ヶ月後の2013年5月15日にブログを載せた。ぼくのメルマガの大内校長に関する個所だけを取り上げて、ご丁寧に、○×式で、出口氏が書いたこの個所のこれは○、この部分は×と勝手に評定を下した。

残念なのは、その確認の仕方だ。

彼女の大内校長への確認は、電話だった。電話口で、こういったのか、ああいったのか、どうかと言われても、メルマガを見ていらない大内校長は要領を得なかつたに違いない。さて、どう質問したかわからない、校長の記憶の信ぴょう性もはっきりしない。電話で10分程度の取材、そんな荒っぽいやり方で、すぐさまブログに書いてしまった。

ブログを読むと、大内校長がぼくに話した内容がいくつか肝心なところで否定されていた。そのため、今度は大内校長と再び、校長室で向かい合うことになった。

◇ 「電話があったのですよ、この片瀬という人から」と前置きして、そのやり取りの一部始終を語ってくれた。彼女が書いているブログの内容が、どうもおかしい。事実と違うことを知らされた。作り話っぽく、嘘っぽちのようである。

大内校長は、手帳を持ち出してこう語った。

「5月15日の午後に、片瀬と名乗る女性から、突然かかってきた。10分程度だった、と大内校長はいう。

「あんなこと言ったのか、どうかを聞かれた。記憶がはっきりしないのですよ。それで、私さあ、びっくりたまげたのよ、最後に、片瀬という人が、今までのお話は全部録音させていただいている、というのさ。あれつ、ちょっと待ってください、と、言ったんだ。もし取材をするのなら、初めから録音しますからと、断りがあってのことならばいいが、何もなくて最後に言われても、えーって、何に使うつもりですかって聞いたら、ブログがどうのこうのって、しかし、まったく了承はしていません。」

彼女は、このブログは「大内校長と相談して書いた」と自慢した。また「録音をしている」とか、「大内校長の名誉のために載せた」とか言っている。が、大内校長が了承していない、の一言で、それらの前提がみな崩れた。

ぼくのメルマガを相手にみせないで、こんなふうに言ったのかどうか、というような取材方法は適切なやり方ではない、というか、やんちゃだ。記事には文脈というものがあるのであるのだから、メルマガを見せずして一方的にこんなふうにやるのは、あまりに行儀が悪い。朝日記事の問題は、「談話」のでっち上げであり、前にも書いたようにいくつもの事実誤認があるのだ。

片瀬氏のブログの中味には、DNDメルマガで指摘した長野氏の記事の事実関係に何一つ触れていなかった。それじゃ、DNDメルマガが間違っていて朝日記事が正しい、ということにはならないのだ。それで、「事実が違うのは出口氏の方だ」というのは、たんなる言いがかりに等しい。なぜ、こういうことが起こるのか。それは、個人的な資質の問題もあるが、取材という特別な訓練を受けていないからこんなことを平気でやるのかもしれない。

◇ 「捏造」とツイート

ぼくの記者仲間は、「騒ぎ立てることを狙っているようなので相手にしないほうが無難だ、他人を名指しで批判をし、自分は本名も所在も明らかにしないというの

は、ライターを名乗る資格はない」という意見だった。まあ、しばらく様子をみよう、ということだったのだが、放置していると、どんどんエスカレートしてくる。片瀬氏のブログがネットやツイッター上で拡散され続けた。後述するが、DNDメルマガが捏造記事という悪質な書き込みに加え、ヤクザまがいという個人的な中傷まで表れる事態になった。よくないなあ、どこかで抑えておくべきじゃないか、という声が知人らから上がってきた。なぜか、福島県庁を訪問した時、担当の課長が薄笑いを浮かべながら、「片瀬さんに反論はしないのですか」と聞いてきた。ああ、片瀬氏は、福島県庁でもこんなデマをふりまいているのだろう、と感じて、近いうちにちゃんと書かないといけないと思っていた。

◇大内校長の判断「出口さんの方が正しい」

ぼくから大内校長に、DNDメルマガと片瀬氏のブログのどちらが正しいのか、と聞いた。大内校長はそれを読み比べていた。ぼくは大内校長の話をメルマガにした。その一方で、電話口で片瀬氏には、ぼくの記事の一部を否定するようなことを言ったのかもしれない。ぼくのメルマガと彼女のブログを並べて見せて、じっくり記憶をたどってもらつた。大内校長は、しばし考えあぐねて、「これも録音されているのですね」と確認してこういった。

「出口さんの方が正しいと思います」と証言した。間違っていたのは、片瀬さんの方だ、というのである。

さて、この片瀬氏のブログがツイッター上に載って、ぼくはとんでもない誹謗にさらされる羽目になる。いまだに続いている。ぼくの個人的なことで恐縮だが、ツイッターでの貶められ方の典型と思うので、次回、その実際を詳細に述べる。

片瀬久美子
@kumiko_atage



【ブログ更新】warblerの日記：DND
出口氏の記事にある青森市立西中校
長インタビューの事実関係の確
認 bit.ly/18Kp3eH
EM菌を用いた環境授業の問題を指摘
した朝日新聞記事に対するDNDメデ
ィア局の出口氏による批判記事には
事実と違う事が書かれています

片瀬久美子
@kumiko_atage



(EM菌についての問題を記事にして
知らせた長野記者は、出口氏の事実
の歪曲を含めた反論記事によって中
傷されています。出口氏は、実際に
学校関係者が言っていない事まで捏
造して書いていることが後で判明し
ました)
17:30 - 2013年1月8日

片瀬久美子 @kumiko_atage
EM菌を校長先生が絶賛していると書
かれた記事が、実は虚偽だった事を
かした記事はこちらです。
bit.ly/18Kp3eH
togetter.com/li/576360#c126...

«続く»

「検証 朝日新聞とツイッター」-そこまでやるか、EM叩き-

第1回：「二セ科学」糾弾の急先鋒

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm150716.php>

第2回：大阪大学、菊池氏に汚された口蹄疫感謝状

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm150805.php>

第3回：EM攻撃は朝日から始まった

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm150909.php>

第4回：浮かぶEM根絶やしの構図（大阪大学・国立天文台・朝日新聞）

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm150924.php>

第5回：国立天文台執行部が下した決断

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm150926.php>

第6回：悪臭が消えた！常総市の学校にEM散布

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm151019.php>

第7回：EMによるプール清掃、驚きの効果を実証

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm151101.php>

Copyright © 2014 DNDI All rights reserved.



大学発ベンチャー支援サイト (DND)

運営事務局：デジタルニューディール研究所

運営：(株) DND研究所

Digital New Deal デジタルニューディール

大学発ベンチャー起業支援サイト

フロント 新規登録 お知らせ リンク集 初めての方 問い合わせ メッセージ

ツイート [8]

いいね！ [6]

G+ [0]

部 [0]

〔別紙4〕

◆ D N D大学発ベンチャー支援情報 ◆ 2015/11/18 <http://dndi.jp/>

「検証 朝日新聞とツイッター」

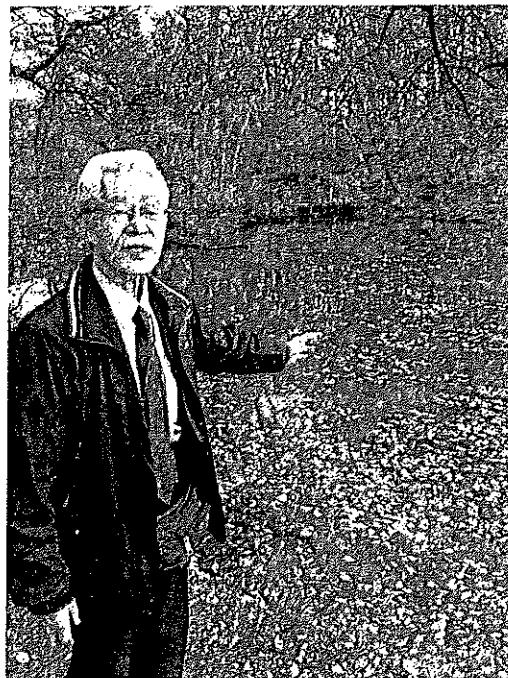
-そこまでやるか、EM叩き-

第9回 片瀬さん、これはちょっとやりすぎじゃない？

- ・投稿の『Synodos』に「重大な虚偽」浮かぶ
- ・「大沼のEM投入、効果頭打ち」は事実無根
- ・函館新聞の報道部長らが証言

自称、ライター、片瀬久美子（ペンネーム）について、彼女はフリーライターを名乗るのだけれど、基本的な取材の訓練を受けていないせいか、詭弁を多用する癖があるようだ、と前回、具体的に指摘したら、DNDメルマガの読者から、「彼女は、詭弁どころか、問題のすり替えの達人で、例えば、北海道の函館の大沼で、『大沼@函館EM菌投入中』というデマをネットで拡散しています。お調べください」との情報が寄せられた。その情報を裏付けるいくつかの事実が判明した。

DND編集長、ジャーナリスト、出口俊一



：大沼の実験場所、マイクロナノバブルなどの水質改善の実験は行われたが、片瀬が指摘しているようなEMの投入は一度も行われていないーと証言する「大沼水質浄化研究会」会長の榎清市さん

◇偏見に満ちた“作文”

彼女の記事は、Webマガジン「Synodos」（シノドス）の10月5日付に掲載されていた。「自然水系へのEM投入から『環境教育』を考える」というもので、水質浄化に「EMは効果がない」という実例として北海道函館市近郊の大沼でのEM菌の投入を指摘しているのだ。さて、片瀬の書いた「EM菌の投入」が、まったくの事実無

根だったとしたら、どうだろうか。確かに、詭弁どころか、「でっち上げ」、「ねつ造」となる。その疑いが出てきたのだ。

(参考、シノドスの記事、<http://synodos.jp/science/15275>)

記事は、おおよそ推測と偏見にみちた一方的な“作文”で、そりや汚れた川を戻すのはそう簡単でもないのに、「新たな微生物（EM）を入れてもその状況が“簡単に変わる”とは思えない」とか、汚れてもいいなんて誰も考えていないのに、「EMさえあれば、自然環境が“汚れても挽回できる”という短絡思考」などと詭弁を弄する。それに青森の中学校長が、年度いっぱいでもEMの活用を切り替えた理由は、朝日青森版の記事で「EM菌の効果疑問」、「科学的効果疑問のEM菌」と否定的に報道されたためだ。それを彼女は「効果の検証が不確かであるということがポイントになった」とくり替えている。彼女が取材した、とあるのは、朝日の青森支局員、長野剛氏に付き添って行ったことを言うのだろうけれど、その席で長野氏は、校長が取材の仕方にやんわりクレームをつけたら、「（記事を）読んだのか、頭、悪いのじゃないか」と、端末を突き出して罵倒した。

シノドスに話を戻そう。また、片瀬は「EMについて肯定的な見解を出しているものは私が調べた範囲ではみつかりません」と否定している。公的機関でEMを評価する試験データや見解は山ほどある。彼女は、その事実を無視するのだ。この手の専門的な記事を書くのなら、EM研究機構に問い合わせるか、もっと確かな取材をしないといけない。「私が調べた範囲では、肯定的な見解は見つかりません」と断じるのは、ご自身の技量の稚拙さを暴露しているようなものだ。

結論は、取材しないで琉球大学名誉教授、比嘉照夫氏の「談話」を載せた朝日新聞青森版の記事を引き合いに出して、EMは「効果がないばかりか逆に害を及ぼしてしまう可能性がある」と批判する。朝日新聞が、この記事に対して長野氏の取材姿勢が間違っていた、と文書で謝罪するのなら、潔く紙面で訂正をすべきだ。そうしないから、片瀬がやるようにいたずらに何度も引用され、風評被害の拡散をもたらすのだ。

◇唯一のFactが根底からゆらぐ

さて、片瀬がシノドスに投稿した記事のなかで、いわゆるFactに関する部分は1ヶ所、本文2枚目の、彼女が「実例として」と指摘しているところだ。その信ぴょう性がぐらついている。

「実例として、北海道の函館近郊にある大沼の水質改善に取り組んでいる市民団体が試験沼でEM投入の効果を試しましたが、EMを投入し続けても水質の指標は途中から頭打ちとなり期待したほどの効果は出ませんでした。取材に応じていた頂いた代表者によると、この団体はEMを直接大沼に投入するのは断念し、2011年からは別の対策方法の検討に切り替えています。（函館新聞による関係記事）（注2）函館新聞：大沼の水質浄化『小さな泡有効』」

実例として、片瀬が、指摘している内容について、確認のため裏取材を行った。それほど、難しい取材ではなかった。

「EM菌を大沼に投入したが効果がなく頭打ち」と決めつけられた市民団体とは、「大沼水質浄化研究会」で、榎さんは、片瀬が書いた記事のことをまったく知らなかった。取材された記憶すらなかった。これはいったいどういうことなのだろうか。



研究会の会長、片瀬の記事は「とんでもない嘘です」

事実を確かめるために、函館に飛んだ。榎さんのオフィスで面談した。片瀬の記事をお見せしながら、記事を読み上げた。榎さんは、表情を曇らせながら、その都度、コメントした。

・片瀬の記事

「実例として北海道の函館にある大沼の水質改善に取り組んでいる市民団体が試験沼でEM投入の効果を試しましたが…」

・榎さん

「そんなこと、まったく、ないのにねえ」

・片瀬の記事

「EMを投入し続けても水質の指標は途中から頭打ちとなり、期待したほどの効果は出ませんでした。」

・榎さん

「嘘だねえ。重大な虚偽ですよ。（EM投入は）やってないのにねえ。」

・片瀬の記事

「取材に応じていただいた代表者によると…」

・榎さん

「これが、私のことだね、」

・片瀬の記事

「取材に応じていた頂いた代表者によると、この団体はEMを直接大沼に投入するのは断念し、2011年からは別の対策方法の検討に切り替えていました。（函館新聞による関係記事）

・榎さん

「言ってないしやってないからね。まったくやってないのに、よくこういうこと書けるね。私が、答えているようだけれど、やっていないのだから、断念した、だなんてデタラメですよ。」

・出口

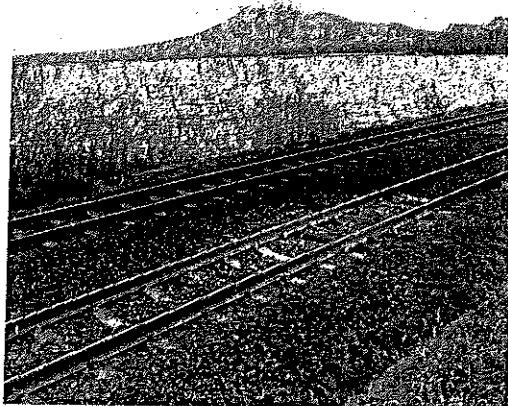
「これは嘘ですか？」

・榎さん

「いやあ、とんでもない嘘です。でっち上げというのでしょうか。数年前に、突然、電話がかかってきてね、確か大学教授とか、言っていた。EMは興味もあるし好きだから、いろいろ取り組んでいる人達に話を聞きたいと。こうやって近づいてきた

のはいいんだけど、まあ初めてだから片瀬さんという人のことは、私はわからないけど、そんな詳しい話はしていない。ただやっぱりあれでしょうね。大沼で、ナノバブル水のテストもしたので、それをうまくそこに結びつけたのかねえ」

「とんでもないねえ、やってないことをあたかもやって、それがうまく行かなかつたから取りやめたみたいなね。まあ、これからやろうとしているのに。EMのことについては私より、副代表の沖田さんが詳しいので、車で沖田さんのところに連れていった」



◇高齢者を貶めるネットの罠

こういうEM批判の情報やツイッターなどをつぶさに検証していくと、EM漬しとうか、黒い罠の一端が透けてみえてくる。榎さんは75歳、高齢者がネットに疎いというのをいいことに、どうせわからないだろう、とネットの裏で、こんな人を貶めるような謀略に走るのだ。ネットならなんでも許されるというこの風潮は厳しく糺さなければならない。あまりに狡猾というか、やることがえげつない。

片瀬は、朝日の元支局員、長野氏とはEM批判グループの“仲間”的一人だが、そのやり方は長野氏の取材姿勢とよく似ている。責任メディアの朝日がちゃんとやらないから、取材の心得のないにわかライターが、こんなふうに朝日のまねをする。

◇函館新聞、山崎報道部長の証言

片瀬は、2011年10月18日付の「函館新聞」を記事の根拠として引用している。函館新聞には、「水質改善に効果があるとされているEM菌の活用」とあるが「大沼に投入した」とは1行も書かれていないのである。つまり、榎さんの研究会が、大沼での水質浄化の実験に酸素の微少気泡、マイクロナノバブルを投入して微生物の活性化をはかる実験に成功した-という報道を曲解して、「この団体はEMを大沼に投入するのは断念、別の対策に切り替えた」と、でっち上げたことが明らかになつた。こんな世の中を惑わすようなお粗末な記事を書き飛ばす彼女は、もはやサイエンスライターを名乗る理由どころか、ペンを握る資格すらない。

函館新聞の山崎純一報道部長に、この記事の真意について聞いた。

「確かに、記事では水質改善に効果があるとされるEM菌、という記述がみられます。よく読むと、大沼に、あるいは大沼の実験沼にEMを投入したということは何も触れていません。実際、研究会の会長、榎さんとも面識がありますが、大沼にEMを投入して浄化活動をすれば必ず取材をすることになります。これまでそういう事実はないです。EMを大沼に投入したというのは、何かの間違いではないでしょうか」と証言する。

山崎部長は、水質浄化に関わるEM投入の取材について、「それはいまから7-8年前、函館市の了承の下で五稜郭のお堀の水質の浄化をEMで試したことがありまし

た。私自身、EMの効果は確認済みです」と語った。



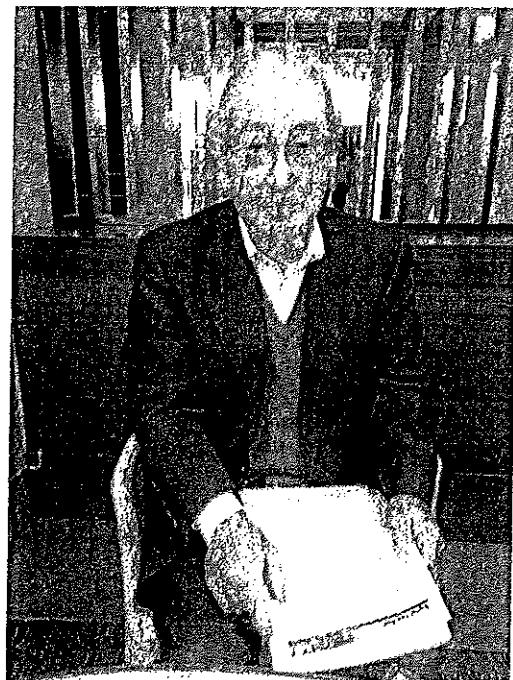
◇もうひとりの証言、“取材”は3年前、「EM菌が好きで…」。

片瀬は、「EMの効果が頭打ちで断念した」という根拠について、「取材に応じていただいた」と自ら会長の榎さんに取材した結果だと書いている。が、榎さんは、ひとこともそんなことは話していない。この「談話」も朝日記事と同じで、ねつ造された疑いが濃厚だ。

片瀬氏がいう“取材”当时ことをよく憶えている人がいる。同研究会の副代表の沖田豊さんだ。沖田さんによると、それは2012年9月4日の午後のことだった。手帳のメモをみながら回想した。

「会長の榎さんから、EMの説明をして欲しいという女性の大学教授がいるので、これから事務所にお連れします、と電話があった。午後3時ごろにお二人が見えて、名刺交換した時、私は、すぐに『あの時の女だ』と気付き、やや警戒しながら対応しました。EMについて1時間半ぐらい話したと思います。大沼でのEM投入は話題になっていません、そもそも投入していないのですから」と。

片瀬は、大学教授を名乗っていた。榎さん、沖田さんもそう聞いていた。この時は、たまたま夫の出張の関係では函館に立ち寄ったと説明し、「EM菌が好きで興味があるので…」と話していたという。



：副代表で、片瀬と面談した沖田豊さん

◇会場からつまみ出された女性

それっきり音沙汰なしだが、沖田さんが、ピーンときたというのは、その半年前の

4月下旬、函館市の地域交流センターの会議室で夕方からある講演会が開かれた。参加者は30人程度で、講演が始まると、後ろの方から「それは違うでしょう」、「間違っているよ」、「本当はこうではないか」というように盛んにヤジを飛ばす女性がいた。それが片瀬だというのだ。女性は講演の妨害となるようなヤジを3-4回繰り返していたら、最前列に座っていた男性がいたたまれず立ち上がって、「おまえの話を聞きにきたのではない。うるさいから出ていけ！」と怒鳴った。女性は、係員に会場からつまみ出されたが、休憩後に舞い戻って席についていた、とう。

榎さんらは、やってもいなことをやっているように書かれ、言ってもいなことを言っているかのように嘘を書かれてしまったけれど、これを削除とか訂正とか、謝罪とかを求めるのにどこに連絡したらいいのか、と対応に苦慮している。名刺には、電話番号や住所の記載はなく、「函館在住」の事実も明らかにしていなかった。片瀬の寄稿は、ウェブ論座、シノドスなど一部に偏った媒体にソフトしている。片瀬の記事は、片瀬自身に問題があるが、それを掲載したウェブマガジンにも責任は及ぶだろう。

もう一方で、片瀬による“大沼騒動”はこれだけに止まらないことが浮かんでいる。

«続く»

「検証 朝日新聞とツイッター」-そこまでやるか、EM叩き-

第1回：「二セ科学」糾弾の急先鋒

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm150716.php>

第2回：大阪大学、菊池氏に汚された口蹄疫感謝状

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm150805.php>

第3回：EM攻撃は朝日から始まった

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm150909.php>

第4回：浮かぶEM根絶やしの構図（大阪大学・国立天文台・朝日新聞）

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm150924.php>

第5回：国立天文台執行部が下した決断

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm150926.php>

第6回：悪臭が消えた！常総市の学校にEM散布

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm151019.php>

第7回：EMによるプール清掃、驚きの効果を実証

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm151101.php>

第8回：EM批判は 由々しき「沖縄差別」

<http://dndi.jp/mailmaga/mm/mm151111.php>

Copyright © 2014 DNDi All rights reserved.



大学発ベンチャー支援サイト (DND)
運営事務局：デジタルニューティール研究所

これは正本である。

平成29年10月30日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 大倉あい

